

第29回支部対抗ゴルフ大会 (女子の部)

開催日 平成29年11月16日(木)

開催コース ハーモニーヒルズゴルフクラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)

アウト・オブ・バウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)

コース内の全ての池はラテラル・ウォーターハザードとし、赤杭又は赤線をもってその限界を標示する。

3. 修理地(規則 25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。

但し、獣害により異常な状態となっている箇所については、青杭及び白線による標示が無い箇所も修理地として扱うことが出来る。その場合、正常な状態の箇所と異常な状態の箇所に境を境界とする。

4. 動かせる障害物(規則 24-1)

バンカー内の石は動かせる障害物とする。『付属規則 I (A)3f』を適用する。

5. 動かせない障害物(規則 24-2)

コース内のカート道路、管理用道路、コンクリートのU字溝、排水枡、散水設備、木の切株、ベンチ樹木の支柱、支線、ゴムマット、階段、ネットその他の人工施設物は、動かせない障害物とする。

6. スルーザグリーンにおいて、自己の球が、その勢いで作った穴(ピッチマーク)にくいこんでいる場合は、罰なしに球を拾い上げ、球のあった箇所に出来るだけ近く、且つホールに近づかない地点にドロップする事ができる。(拾い上げた球は拭くことができる)

7. ゴルフカートおよびカート上の全ての物は、球との関連で問題を生じた場合、その球の持ち主である競技者の携帯品とみなす。ただし、共用している競技者の1人が動かしていた時は、そのカート上の全ての物は、その競技者の携帯品とみなす。

8. グリーン上においては、パター以外のクラブを使用してはならない。

9. 電磁誘導カート用の2本ないし4本の人工表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道とみなす。

球がこのカート道の上にあるか触れている時は、ゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けなくてはならない。この違反の罰は2打罰とする。

10. No.10番ホールとNo.11番ホールの間、及びNo.17番ホールとNo.18番ホールの間の黄杭はOB杭とし、どちら側からも越えた球はOBとする。

距離表

HoleNo.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	484	148	325	301	101	313	415	241	345	2,673
Par	5	3	4	4	3	4	5	4	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
506	283	129	359	422	327	317	138	301	2782	5,455
5	4	3	4	5	4	4	3	4	36	72

競技の条件及び注意事項については裏面を参照してください。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 **176** ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 **177** ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいた時は、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示がでるまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

(3) プレーの中断と再開の合図について

プレーの中断と再開は、乗用カートに搭載の無線機により一斉通報する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 **181** ページ参照)。

8. 移動

競技中の移動については、乗用カートに乗車することを認める

9. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I (B)2』を適用する。(ゴルフ規則 **179** ページ参照)

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

11. 使用ティーマーク

本競技については、**赤**マークとする

注意事項

1. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外にもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。

3. ハーフ終了後の練習は練習パッティンググリーンのみ可とする。(規則 7-2)

4. 溝とパンチマークの規格

本競技は 2010 年 1 月 1 日施行の『溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件』(裁定 4-1/1)を適用しません。

競技委員長 四ツ谷定男